

富山市消雪装置設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定により、富山市消雪装置設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、冬期における道路の無雪化の促進を図るため、地域団体（一定の区域内に住所を有する者を構成員とし、当該区域において地域的な共同活動を行うことを目的とする団体をいう。以下同じ。）が行う市道の消雪施設及び揚水施設（以下「消雪装置」という。）の設置又は更新（一体的な施設の交換をいう。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象施設)

第3条 補助金の交付対象施設は、地域団体の区域内に設置される消雪装置で、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。なお、この補助金の制度を利用せずに新設した消雪装置も対象とする。

- (1) 新設する場合は1の揚水施設で、消雪施設（市道に設置する消雪施設をいう。以下同じ）の延長が1,000m（別に定める場合は、250m）以上であること。更新の場合は、この限りではない。
- (2) 消雪施設の散水方式が交互散水方式であること。
- (3) 消雪施設を設置する道路が市道であり、舗装されているもの（消雪施設の設置の工事の際に舗装されるものを含む。）であって、排水施設を有するものであること。
- (4) 別に定める構造基準に適合していること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 消雪装置を新設する場合 消雪施設（市道に設置する部分に限る。）及び揚水施設（前条第1号の別に定める場合にあっては、消雪施設の延長が500m以上の場合に設置するものに限る。）の設置に要する経費
- (2) 消雪装置を更新する場合 当該施設の新設後および以前の更新後消雪施設にあっては30年を、揚水施設にあっては15年を経過したとき

の消雪装置の更新に要する経費。(1回の更新を複数回に分割することを認める。また、補助金の下限額は、50万円とする。)

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助金交付対象経費の50パーセント以内の額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、限度額は、消雪施設、揚水施設それぞれ500万円(第3条第1号の別に定める場合は、250万円)とする。

(事業計画書等)

第6条 規則第4条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書は、様式第1号によるものとする。また、補助金の交付を受けようとするものは、富山市に対し、更新全体計画及び年次計画、管理台帳を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市消雪装置設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、前条の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第9条 規則第11条第1項の規定による事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市消雪装置設置補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により申請するものとする。

(変更交付決定の通知)

第10条 規則第11条第2項の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、富山市消雪装置設置補助金変更交付通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第11条 規則第12条の規定により事業実績報告書に添付する収支決算書は、様式第5号によるものとする。

(額の確定通知)

第12条 規則第13条に規定する通知は、富山市消雪装置設置補助金額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る予算関係書類及び収支を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

富山市消雪装置設置補助金交付要綱の施行について

富山市消雪装置設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行については、次に定めるところによる。

- 1 要綱第3条第1号の別に定める場合は、地域において必要となる消雪施設が近隣に既に設置されている場合及び地域団体の規模が小さいと認められる場合で、効率的な機械除雪作業に寄与できると認められる場合とする。
- 2 要綱第3条第4号に規定する別に定める構造基準とは、国土交通省標準図及び富山県標準図によるもののほか、国土交通省消雪設計要領に準じたものとする。
- 3 補助対象事業を行おうとするものは、当該事業を行う年の前年の9月30日までに要望書を提出するものとする。
- 4 補助金交付申請書の提出期限は、補助対象事業を行う年の7月31日までとする。

第 3 条 第 1 号の別に定める場合及び第 5 条の限度額

新設の場合

市道への布設延長	補助金制度	
	揚水施設	消雪施設
1,000m以上	補助率50% 限度額500万円	補助率50% 限度額500万円
1,000m未満 500m以上	補助率50% 限度額250万円	補助率50% 限度額250万円
500m未満 250m以上	なし	補助率50% 限度額250万円

更新の場合

市道への布設延長	補助金制度	
	揚水施設	消雪施設
1,000m以上	補助率50% 限度額500万円	補助率50% 限度額500万円
1,000m未満 500m以上	補助率50% 限度額250万円	補助率50% 限度額250万円
500m未満	なし	補助率50% 限度額250万円
更新経過年数	15年	30年

消雪施設…送水管、散水管をいう

揚水施設…消雪用井戸、ポンプ、制御盤等をいう

※1 更新回数に上限なし

※2 申請を複数に分割することを認める

※3 補助金交付の下限を50万円とする